

教育委員会所管施設のうち、指定管理者を非公募で選定する理由

◆中央青少年会館

施設名称	非公募及びその理由	指定期間
岐阜市中央青少年会館	<p>●社会的自立が困難な若者支援のニーズは増加傾向にある。今後、こうしたニーズに的確に対応していくためには、市と民間事業者との連携による支援体制の構築が必要であり、令和2年度から中央青少年会館に指定管理者制度を導入する。</p> <p>●自立困難な若者は、家庭、不登校経験、対人スキルなどの課題・困難を複合的に抱える傾向にある。こうした若者に対しては、教員資格保持者や社会福祉主事など複数の職種の専門家が連携して、総合的・継続的に支援する必要がある。</p> <p>よって、「岐阜市指定管理者制度基本方針」公募・非公募の考え方(ア)(b)管理運営にあたり、高度な専門性、ノウハウの観点から特定の団体が継続又は当面行う必要がある施設に該当するので、<b>非公募</b>とします。</p>	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日